

◆保育の必要性の確認表及び必要書類◆

保育を必要とする事由	必要書類	保育の有効期間
就労（育休・病休中を含む。）の場合	・「<u>就労証明書</u>」（様式有） ※月 64 時間以上の恒常的な労働を行っていること。 ※様式にある注意事項をお読みください ※就労証明書は発行から 3 カ月以内のもの	<u>雇用期間内</u>
自営業の場合	・<u>就労証明書</u>（様式有） ・新規で自営業、農業等を始めた方は、税務署発行の「<u>開廃業届出書</u>」、農業委員会発行の「<u>農業従事者資格証明書</u>」等。収入申告していない方は、<u>直近 3 ヶ月の収支内訳書等の収入がわかるもの。</u>	※就労状況確認のため、原則、毎年必ず収入申告を行ってください（税の扶養に入っている方、収支がマイナスになる場合でも、収入申告は行ってください。未申告の場合は、随時、収支内訳等の提出が必要になります。）
求職活動中または起業準備中の場合	・<u>就労誓約書</u>（様式有） ・<u>ハローワークカード（写し）</u> ・<u>離職票</u>又は<u>雇用保険受給者証（写し）</u> ※起業準備の場合は、準備活動を証明する書類の提出が必要です。	<u>9 0 日間</u> 期間内に就労証明書等の提出がなかった場合は、原則保育施設等の利用終了（退園）となります。 年度内に再び求職となった場合は、1 か月（通算 4 か月）の求職期間となります。
妊娠・出産の場合	・<u>親子健康手帳（母子手帳）（写し）</u> ※表紙および出産予定日が記載されているページ	<u>妊娠中から産後 5 か月まで</u>
疾病・障がい等の場合	【疾病】 ・<u>診断書（世帯員用）</u>（様式有） 【心身障がい】 ・<u>障がい状況等申告書</u>（様式有） ・<u>障がい者手帳等（写し）</u> または <u>診断書</u>（様式有） ※診断書は医療機関発行から 3 ヶ月以内のもの	<u>入院期間等疾病・障がいの状況による</u>
親族の介護・看護の場合	・<u>介護・看護状況申告書</u>（様式有） ・介護・看護を受けている者の<u>診断書</u>（様式有） - または<u>各種手帳等の写し</u> ※診断書は医療機関発行から 3 ヶ月以内のもの ※1 か月あたり 64 時間以上介護又は看護することを常態としていること ・別居している親族を介護・看護している場合は別居親族の <u>住民票謄本</u>	<u>被介護者・被看護者の状態等の状況による</u>
就学（職業訓練校を含む）の場合 ※学校教育法で定める「学校」「専修学校」等での就学の場合となります ※通信教育や職業訓練校以外の講座等は就学には含みません	・<u>在学証明書</u>（様式有） ※保育・幼稚園課様式または学校が発行するもの ・<u>カリキュラム</u>（時間割表）など就学時間がわかるもの ※在学証明書にて時間割の記載がある場合はカリキュラムは不要 ※1 か月あたり 64 時間就学、または訓練を受けていることを常態としていること	<u>就学実施期間終了まで</u> ※状況確認は、年度に 1 回程度行います。 ※年度途中で就学実施期間が終了する場合は、その後の保育を必要とする証明を提出してください。
育児休業中の継続通所の場合 ※2 歳未満の育休対象児の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	・「<u>就労証明書</u>」（様式有） ※育児休業の期間が記載されていること。 ※様式にある注意事項をお読みください	<u>育児休業対象児が 2 歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※育休対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰が必要です。
みなし育休中の継続通所の場合 ※2 歳未満の児童の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	・<u>親子健康手帳（母子手帳）の写し</u> ※表紙および出生届出済の証明が記載されているページ	<u>産後 6 か月目から対象児が 2 歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰など保育を必要とする事由が必要です。
社会的擁護を必要とする場合や災害復旧活動を行っているなど、上記の事情に類する状態であり、家庭保育ができないと認められる場合。	・<u>状況を証明する書類</u>	<u>※市長が認める期間</u>